

福岡地区水道企業団工事成績優良業者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、工事成績が優秀な請負業者を表彰することにより、請負業者の建設技術の向上を図り、あわせて本市における公共工事の品質の向上及び適正な施工に資することを目的とする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰は、本企业団が発注した工事において福岡地区水道企業団請負工事成績評定要領に基づく評定（以下「工事成績評定」という。）が80点以上の優秀な成績で完成した請負業者を対象とする。

2 前項の場合において、請負業者が建設工事共同企業体（以下「JV」という。）であるときは、JVの各構成員を表彰の対象とする。

(表彰対象者の除外等)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰の対象としないものとする。

(1) 表彰の対象となる本企业団が発注した工事（以下「表彰対象工事」という。）の完了日前6月以内又は完了日から表彰日までの間に、福岡地区水道企業団指名停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止又は競争入札参加資格の取消しを受けた期間がある者

(2) 表彰対象工事に起因した事件、事故等により、措置要領に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格の取消し又は書面警告を受けた者

(3) その他表彰することが不適当と認められる者

2 請負業者がJVの場合は、前項各号に該当する構成員のみを表彰の対象としないものとする。

(表彰の対象工事)

第4条 表彰の対象となる工事は、本企业団が発注した工事のうち、当初の契約金額が500万円を超える工事とする。

(表彰の通知)

第5条 本企业団が発注した工事における工事成績評定が80点以上の場合において、第3条第1項各号のいずれにも該当しないときは、速やかに、請負業者に表彰の対象である旨の通知を行う。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当することとなる可能性がある場合は、事実関係を調査の上、表彰の対象とするか否かを決定した後に、通知を行う。

2 前項の場合において、請負業者がJVであるときは、JVの構成員ごとに表彰の対象とすることがどうかを明確にした上で、構成員ごとに通知を行う。

3 表彰の通知を行った後、表彰の対象者が、表彰日までに第3条第1項各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該請負業者に表彰の取消しの通知を行う。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状（企業長名）をもって行う。

2 表彰は、表彰対象工事の契約を締結した課で必要に応じて随時行う。

(表彰を行った者の公表)

第7条 表彰を行った者については、福岡地区水道企業団専用掲示板、福岡地区水道企業団ホームページにおいて公表するものとする。

2 公表の期間は、表彰を行った日から6月とする。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行し、同日以降に完成する工事に適用する。